

## 「交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会において実施することとされた先行トライアルの実施に当たっての自家用自動車の有償運送の許可に係る取扱いについて」の制定について

### 1. 概要

過疎地域において一般乗合旅客自動車運送事業者が行う自家用自動車の有償運送の許可申請については、「過疎地域における一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）の輸送力補完のための自家用自動車の有償運送の許可について」（令和 5 年 12 月 28 日付け国自旅第 266 号。以下「許可通達」という。）に基づき処理を行うこととなっているところである。

今般、第 10 回交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会において、地域の移動ニーズに対応するために、一般乗合旅客自動車運送事業者の管理の下で、過疎地域以外の特定の地域においてトライアルを実施することになったことから、本トライアルに限り、これを実施するための許可通達の運用変更を行う（本取扱いは、トライアルを実施する事業者に限り適用するものとする。）。

### 2. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和 8 年 3 月上旬

施行：公布の日